

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成13年10月26日

長野市監査委員	戸	谷	修	一
同	佐	藤	隆	男
同	青	木		誠
同	轟		正	満

措置の通知書

平成 1 2 年度包括外部監査（病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目 1) 契約書の作成について (報告書 28 ページ)</p> <p>(課題) 長野市民病院管理規則第 6 条及び「長野市地域医療のための診療負担金交付要綱」により明記されている、委託の内容、委託金額の算定方法、支払方法を含め、監督・検査の方法及び時期、危険負担、かし担保責任等、長野市契約規則第 36 条に規定された事項を網羅した契約書の作成が必要である。 (生活部 市民病院課)</p>	<p>契約書の作成については「長野市病院事業の設置等に関する条例」及び規則・要綱において、長野市民病院の管理・運営の委託先、業務内容、診療負担金の額、交付手続等を定めており、長野市契約規則第 37 条第 1 項第 7 号の「...市長が契約書を作成する必要があると認めるとき。」を適用し、作成を省略していた。</p> <p>法令・規則との合規性を再点検したうえで、平成 14 年度以降、契約書を作成する予定である。</p>
<p>(項目 2) 契約の範囲について (報告書 29 ページ)</p> <p>(課題) 実際の委託事務の範囲にあわせて、契約書の見直しが必要である。 (生活部 市民病院課)</p>	<p>従前の「長野市民病院の公金収納事務取扱委託契約書」では、現実には公社へ委託している使用料等の算定・決定、請求書の発行など徴収事務についての記載が無かったため、平成 13 年度契約から、実態に即した契約書(別紙 1 参照)を作成した。</p>
<p>(項目 3) 補助金の範囲について (報告書 32 ページ)</p> <p>(課題) 負担金及び経営努力では到底まかなうことができないものであるとの考えで補助金を支出するのであれば、地方公営企業法施行規則別表第 5 号第 11 条の趣旨から、予算承認を得る際に、補助を受ける金額及びその理由をそれぞれより具体的に記載する必要がある。 (生活部 市民病院課)</p>	<p>市一般会計から市病院事業会計への補助金に関しては、地方公営企業法施行規則別表 5 号に定める様式に従い予算書への記載をしており、同予算書の審査を付託された常任委員会における補助理由等の詳細な説明・審議を経て、議会本会議の承認を得ている。</p> <p>しかしながら市民への行政の透明性確保の見地から、予算書へのより具体的な記載についても、市財政課及び他公営企業会計担当課とも協議して、その方法について検討していく。</p>

措置の通知書

平成 12 年度包括外部監査（病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>（項目 4） 固定資産の耐用年数の変更について （報告書 33 ページ）</p> <p>（課題） 耐用年数の変更が必要である。影響額を試算すると、47,782 千円の減価償却が不足している。 （生活部 市民病院課）</p>	<p>平成 11 年の地方公営企業法施行規則改正に伴う病院用建物（鉄骨鉄筋コンクリート造）の耐用年数の 50 年から 39 年への変更が未処理であったが、既に、平成 11 年度増改築分については、平成 12 年度決算において、耐用年数の変更とそれに対応する減価償却費の計上を行った。 残りの分についても、平成 13 年度予算に耐用年数変更後の減価償却費を計上済みである。</p>
<p>（項目 5） 費用の計上範囲について （報告書 33 ページ）</p> <p>（課題） 公営企業の独立採算性（地方公営企業法第 17 条の 2 第 2 項）発生主義の原則に基づく会計方式の適用（同第 20 条第 1 項）の趣意に従い、病院事業の経営状況を適切に反映するため、病院事業にかかる費用は病院事業会計にすべて計上すべきである。 （生活部 市民病院課）</p>	<p>病院開設準備段階から当初計画規模の経営が整うまでの職員給与費については、当然として市一般会計で負担してきた経過もあり、市民病院課 5 名のうち 3 名分を、市一般会計で負担していたが、平成 14 年度予算から、5 名分全て市病院事業会計に計上する予定である。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査（病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目6) 経営管理制度の構築について (報告書35ページ)</p> <p>(課題)</p> <p>市は、法令等の制約により増床が困難であること等病院経営におけるさまざまな制約を前提として、公社と協議のもと、経営方針に基づき、設備・医療レベル等の目指すべき方向性とその具体的な施策計画を総合的に取りまとめた中期経営計画を策定することを検討すべきである。また公社は、市の策定した中期経営計画をもとに、より具体的な年度計画を策定することを検討すべきである。</p> <p>上記の各種計画の実行にあたっては、計画の実施状況を管理するため、公社が自ら予算を作成して実績との比較分析等の予算管理を実施すること、市が公社の年度計画及びその執行状況の報告を受けて管理監督すること、等の経営管理制度の構築が必要となる。なお現在、「長野市地域医療のための診療負担金交付要綱」に基づき公社の経費はすべて市が負担している。このため、公社には損益についての責任がなく、企業としての経済性を発揮して収益の最大化と費用の最小化を達成しようとするインセンティブが働かないおそれがある。効率的・経済的な病院経営を行う上では、実質的に経営を行っている公社に自主性を付与するとともに、損益責任を課すことを検討すべきである。</p> <p>(生活部 市民病院課)</p>	<p>平成12年度末に制定した設置要綱に基づき、経営指針、経営計画、医療の目指すべき方向、設備、医療レベル等、市民病院の今後の方向性を総合的・中長期的に協議するため、助役以下市関係課職員と病院長以下公社職員で構成された「長野市民病院経営管理検討会(別紙2参照)」を、平成13年5月に設置し検討を開始した。</p> <p>公社の損益責任の有無に関しては、これまでも、病院運営に用いた経費をただ単に何の制約も無く市から公社へ負担金を交付するのではなく、当初予算編成における単年度損益の初期目標の設定、定期的な期中執行状況の把握、経費節減等経営改善努力など、常に市病院事業会計担当と公社特別会計担当は協議しており、実質的にその責任を共有している。</p> <p>平成7年の開院以降、公社職員も業務に習熟し、病院経営も軌道に乗ってきたこともあるので、公設民営のメリットを充分踏まえ、より公社の自主性が発揮できるような経営管理制度の構築について検討していく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目7) 予算編成の充実について (報告書40ページ)</p> <p>(課題) 中期経営計画に基づき、病院全体として総合的に予算を編成する仕組みの構築を検討すべきである (長野市民病院 総務課)</p>	<p>総合的な予算編成の第一段階として、平成13年度の収入予算については、受入予定患者数など業務目標値を部門(科別)ごとに設定した上で、予算編成を実施した。</p> <p>さらに今後は、平成15年度の予算編成に業績評価単位ごとの予算と実績の比較分析による改善努力目標が反映できるよう、予算管理の責任単位である業績評価単位の設定、平成13年度決算における部門別原価計算の実施などに着手しながら、中期経営計画の策定及び経営管理制度の構築と併せて予算編成制度・予算管理制度の構築を検討していく。</p> <p>なお、業績評価単位が予算原案を作成することについては、たとえば診療部門のドクターに予算作成実務等の事務手続きが行えるかなど、現在の病院組織・人員体制の実態を考慮しながら研究していく。</p>
<p>(項目8) 予算統制の実施について (報告書40ページ)</p> <p>(課題) 業績評価単位ごとに予算の設定権限と予算を達成する責任を与え、その結果を今後の対応に資する管理制度の構築を検討すべきである。</p> <p>また、予実分析が業績評価単位として機能するよう、科別、疾病別、患者別等の原価計算制度の構築を検討することが望まれる。なお、原価計算制度はクリティカルパスに基づく原価管理の実施及び今後導入が予想されるDRG/PPSへの対応においても重要である。 (長野市民病院 総務課)</p>	
<p>(項目9) 予算管理規程の整備について (報告書41ページ)</p> <p>(課題) 予算制度を円滑に行うため、運用ルールの制定を検討すべきである。具体的には、予算管理規程を設け、予算管理組織、予算編成・予算統制・予算修正等の手続きについて明文化することを検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>予算に関しては平成3年制定の「財団法人長野市保健医療公社財務規程」にて、予算の作成・流用等アウトラインを定めているが、予算管理組織・予算編成等の運用手続きについては未整備部分があるので、予算編成制度及び予算管理制度の構築と併せて明文化していく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目10) 組織規程、職務権限規程、業務分掌規程等諸規程の整備について (報告書42ページ)</p> <p>(課題) 規程を体系的かつ有機的に整備することにより、業務の相互関連性及び各職員の役割が明らかになり、職員の相互理解と協調が促進される。また、指揮命令系統が明らかになり、方針・指示の周知徹底も図られる。その結果、業務手続きの脱漏や重複を防止すること等が可能となり、医療サービスの向上や業務の効率化に寄与することができる。</p> <p>経営活動の適正化・合理化・円滑化を図るため、組織経営の骨格となる組織、職務権限、業務分掌にかかる規程をはじめとして、業務運営に関する規程・マニュアル等の整備を検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>組織、職務権限及び事務分掌については、平成3年制定の「財団法人長野市保健医療公社処務規程」において規定されているが、内容に現在の実態と即していない部分があるので、今後、規定の整備をしていく。</p>
<p>(項目11) 病院全体としての制度の充実について (報告書43ページ)</p> <p>(課題) 長野市民病院では、医療事故防止対策委員会を発足して対応を図っているが、安全性をより強化する観点から、意識付けの徹底、課題把握の方法、課題への適時対応策、等を再検証し、医療事故防止に対する管理制度のさらなる充実を検討すべきである。 (長野市民病院 医療事故予防対策委員会(総務課))</p>	<p>意識付けの徹底については、平成12年10月13日に外部講師を招いて、全職員対象の研修会を開催した。また、平成13年4月2日には、医療事故予防対策委員会の委員が講師となり、新人職員対象の研修会を開催した。更に、従来から行っている医療事故報道等による医療事故情報の職員への配布は継続させるなど、意識付けの徹底を図った。</p> <p>課題把握の方法、課題への適時対応策については、平成13年6月に、院内LANの端末機から直接入力可能な「インシデントレポート収集システム(別紙3参照)」を導入した。これにより、全職種で統一様式によるレポート報告が行われ、医療事故予防対策委員会で効果的な分析・検討が実施できることとなった。</p> <p>更に、平成13年4月には、医療事故発生時の対応について、統一的な方針を策定することにより迅速かつ的確な対応を確保するとともに、その後の事故防止策への反映を組織的に図るため「長野市民病院における医療事故発生時の対応方針(別紙4参照)」を策定し、医療事故防止に対する管理制度のさらなる充実を図った。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目12) 総合的スケジュール管理システムについて (報告書46ページ)</p> <p>(課題) 診療資源を有効活用するために、病院全体のスケジュール情報の一元的管理及び全部門への一元的提供を目的としたERP、SCMの導入を中長期的な視野から検討すべきである。そして、統合的な管理のもと、病床・手術室・医師・高度医療機器等の個々のスケジュール管理をさらに充実することを検討すべきである。 (長野市民病院 医療情報課)</p>	<p>現在使用している医事、オーダリングシステムは平成7年に導入されたものであり、病床管理や診療・検査予約受付等の機能が低い。 このため、看護婦や受付事務員などの人手により運用している部分もあるが、その情報量の多さから限界である。 よって、現在検討中の次期システムで改善を図っていく。</p>
<p>(項目13) 外来診療の現状分析について (報告書48ページ)</p> <p>(課題) 患者から寄せられた意見が、事実として病院全体で慢性的に発生しているかどうか実態調査のため、データ集計が必要である。その上で待ち時間短縮のための原因分析・改善を検討すべきである。 (長野市民病院 医事課)</p>	<p>平成12年11月から、個別の待ち時間についてのデータ収集・分析を随時行いながら実態の把握に努めている。また、平成12年4月には初診患者の多い内科に初診担当医師を増員し、外来業務の適正化に努めている。 この結果、平成13年1月～7月の間に126件の皆さんの声が寄せられているが、外来の待ち時間に関する苦情は3件に留まっている。</p>
<p>(項目14) 初診への予約制度の導入について (報告書48ページ)</p> <p>(課題) 予約により待ち時間の短縮が期待されることから、患者の利便性の向上のため、初診患者のうち特に病診連携との兼ね合いから紹介患者においては予約制度の導入を検討すべきである (長野市民病院 医療情報課)</p>	<p>平成13年7月度の運営会議にて、病診連携に関わる紹介患者については、原則的に予約を受け入れることとするが、各科の実状に応じた対応もあり得るとの方針が確認された。 なお、紹介患者の当日受付については、一般患者とは別に専用窓口を設置して直接受付を行い待ち時間の短縮を図ることとした(別紙5参照)。 併せて、紹介業務が円滑に行われるように、紹介医療機関と意見交換などを充実させることになった。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目15) 予約枠内の予約数の制限について (報告書48ページ)</p> <p>(課題) 適切な診療時間を見積もり予約枠ごとに診療可能患者数を設定し、予約枠ごとに診療可能患者数以上の予約をシステム上制限すること等により、予約制度を適正に機能させることを検討すべきである。 (長野市民病院 医事課)</p>	<p>外来診療の現状分析、また、科ごとの適正枠数の算出した上で、患者需要のバランスを考慮し、運用の可否を検討する予定である。</p>
<p>(項目16) 予約制度の範囲について (報告書48ページ)</p> <p>(課題) 予約対応の時間と初診対応の時間を区分し、再来予約を受け付ける等の対応を検討すべきである。 (長野市民病院 耳鼻科外来)</p>	<p>初診・再診の時間区分は、医師が1人であるため、患者サービスの低下につながる恐れがある。今までは、悪性疾患・術後・就学者等の患者のみの予約であったが、患者サービスの向上を図るため、平成13年10月1日から、再診の必要性のある患者は、予約をすることで改善を図った。</p>
<p>(項目17) 病床利用の全体での最適化 (報告書50ページ)</p> <p>(課題) 各診療科からの入院待ち情報と各病棟からの病床利用状況及び翌日以降の空病床状況について一元管理し、病床利用スケジュールの最適化が図られる体制の構築を中長期的な視点から検討すべきである。 (長野市民病院 医療情報課)</p>	<p>現在のシステムでは病床管理システムが提供されていないため、次期システムで対応していく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目 18) 人為的ミスの削減 (報告書 50 ページ)</p> <p>(課題) 病床に関する情報集約の容易性を高めるとともに、転記作業の軽減や人為的ミスの防止を図るため、上記管理体制の構築と合わせ、システム導入を中長期的には検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 医療情報課)</p>	<p>現在のシステムでは病床管理システムと連動した入院予約システムが提供されていないため、次期システムで対応していく。</p>
<p>(項目 19) 手術室の効率的利用について (報告書 53 ページ)</p> <p>(課題) 手術室の効率的利用の管理指標のひとつとして空き情報は重要である。 救急患者への対応を考慮し、時間帯別に効率的と考えられる利用率の目標を設定するとともに、勤務時間内に空きがあるにもかかわらず、勤務時間外での手術室の利用が行われた場合等、時間外手当の増加等の効率性に反する状況を把握し、管理する体制の構築を検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 手術部運営委員会(手術部))</p>	<p>「週間手術予定表」が手術室を効率的に利用するための管理資料として有効に利用されていないということについては、日別の時間・部屋割りスケジュールが各診療科へ公開されていないことによる手術室の空き情報の不足が原因であったため、手術部運営会議(平成13年6月13日)にて検討し、時間・部屋割りスケジュール表を週間手術予定表とともに診療科へ公開することで改善を図った。</p> <p>さらにリアルタイムでの空き情報の管理・伝達については、院内情報システムの入替え時に抜本的な改善を検討していく。</p>
<p>(項目 20) 救急医療の現状把握について (報告書 54 ページ)</p> <p>(課題) 救急医療の充実を図るため、救急患者の受入状況や医師等の救急医療従事者の負担状況等の現状把握と分析の実施を検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 救急部運営委員会(総務課))</p>	<p>救急患者の受入状況については、救急搬送等により受け入れた患者に関して記録されデータ化されているが、満床等諸事情により受け入れが困難であった患者に対する記録が不備であるため、記録方法、書式等について検討していく。</p> <p>医師等の救急医療従事者の負担状況等の現状把握については、当直日誌、検査実施記録等が各担当部署において作成されているが、横断的な統合が行われていないものであったため、各記録内容を横断的かつ時系列的に統合することにより改善を検討していく。</p> <p>以上のデータを累積し、救急部委員会及び運営会議において定期的に検討していく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目21) 病診連携の充実 (報告書57ページ)</p> <p>(課題) 公的病院として患者へのより適切な診療サービスを提供し、地域全体の患者に対する利便性・安全性をより充実させる観点から、地域医療機関とのネットワークの構築、患者及び地域医療機関への紹介によるメリットのPR、紹介率等の数値目標の設定と実績との比較分析、等により具体的な病診連携の推進を、中長期的な視点から検討すべきである。</p> <p>なお、病診連携の促進は、診療報酬制度上も優遇されており、患者へのより適切な診療サービスの提供と同時に、病院事業の損益面においてもメリットがあり、積極的な対応が望まれる。</p> <p>(長野市民病院 医療情報課)</p>	<p>病診連携の推進については、平成12年度に医療情報課を新設して、担当業務の一部としている。内容的には、紹介状の集中管理とこれに対する返書等の徹底や、逆紹介を推進するための関係医療機関の所在地や専門科情報の提供と各種紹介状況の把握及び院内情報メニューへの掲載などである。また、紹介率については現在18%前後であるが、当面20%を越えることを目標とし、患者への広報や紹介患者の予約、院内における当事業への理解や協力体制の整備を図るなかで、紹介患者の当日受付をスムーズに行うための専用窓口(別紙5参照)を設置した。</p>
<p>(項目22) セキュリティ方針 (報告書59ページ)</p> <p>(課題) セキュリティ方針及びその具体策については、関係部署への周知徹底を図るために、情報管理規程の整備に含めて検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 医療情報課)</p>	<p>診療情報の管理については、医療情報システム委員会にて「医療情報管理規程(別紙6参照)」(平成13年4月1日)を、整備した。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目23) 医療情報の漏洩・消失・改ざんリスクへの対応(報告書59ページ)</p> <p>(課題) 費用対効果を分析し、医療情報の漏洩・消失・改ざんリスクへの対応策を再検討すべきである (長野市民病院 医療情報課)</p>	<p>医療情報等に対する不正アクセスやウィルス感染等を防止するため、前システムより高性能のファイアウォールとアンチウィルスソフト及び独自のメールサーバを導入した(平成13年4月1日)。併せて、医療情報システム委員会にて「ネットワーク管理規程(別紙7参照)」(平成13年4月1日)を整備してネットワーク管理者による運用・監視体制を整備した。</p> <p>なお、現在使用中の旧式な医療端末については、機能が脆弱であり有効対策を施すことが出来ないため、新システムを導入する際に不正アクセスやウィルス感染等を防止できるように検討していく。</p>
<p>(項目24) システム停止リスクへの対応 (報告書60ページ)</p> <p>(課題) 費用対効果を分析し、システム停止リスクへの対応策を検討すべきである。 また、システムが停止した場合への対策としては、代替処理機能の充実、例えばデュプレックスシステムまたはデュアルシステムの導入が考えられる。 (医療情報課)</p>	<p>現在使用中のシステムは医事、オーダシステムを1台のホストコンピュータで運用しているためハード的な故障による全面運用停止の可能性はあるが、システムも陳腐化しており費用対効果面から見ると、増設することは得策と言えないため、現在検討中の新システムで対策を講じたい。</p> <p>また、電算室の消火、水漏れ、機器倒壊防止設備については、大規模な改修工事が必要となり費用対効果面から、十分な検討をしていく。</p> <p>さらに、年中無停止運転のシステムを工事のために停止することは事実上困難であるため、この方法について、十分な検討をしていく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目25) フィルムの閲覧方法について (報告書60ページ)</p> <p>(課題) 医療サービスの向上と保管コスト削減の観点から、費用対効果を分析し、デジタル化された情報の有効利用を検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 画像診断部運営委員会(診療放射線科))</p>	<p>デジタル化された画像データの有効利用については、平成11年4月22日診療録等の電子媒体による保存についての厚生省通達によりフィルム以外での保存等のガイドラインが示された。</p> <p>当院においても電子カルテの導入と併せて整備が必要と考えるが、全体として多額のコストが必要であり、費用対効果の検証を行っていく。</p>
<p>(項目26) カルテの電子化 (報告書60ページ)</p> <p>(課題) 費用対効果を分析し、中長期的な観点から電子カルテの導入を検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 医療情報課)</p>	<p>電子カルテの導入には、X線撮影フィルムや生理検査及び内視鏡検査などの画像データ処理システムの整備も必要となり、トータル的に莫大な費用が必要となるため費用対効果の検証を行っていく。</p>
<p>(項目27) 免責範囲の明確化について (報告書63ページ)</p> <p>(課題) 公社の免責範囲を明確にするために、分別収集・運搬・処分の各段階におけるチェック等産業廃棄物の取扱い業務及びその責任範囲を契約書に明記するとともに、業務遂行状況を管理監督する体制を整備する必要がある。</p> <p>また、外部業者への委託に際しては、コントロールが可能かどうかや外部業者の業務遂行能力・信頼性等の観点から委託するか否かを検討することが重要である。</p> <p>(長野市民病院 施設課)</p>	<p>受託業者が行うマニフェストの発行・回収業務遂行状況の管理監督については、平成13年度から電子マニフェスト導入により対応している。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目28) 教育制度の充実について (報告書67ページ)</p> <p>(課題) 「保険診療ガイドライン」の規程化、病院全 体での教育制度の導入を検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 保険請求対策委員会(医事課))</p>	<p>保険診療ガイドラインの整備については、医療 情報課の立ち上げなど、内部組織の編成替え等 によって遅れを生じているが、整備に向け対応して いく。</p>
<p>(項目29) 入力チェックについて (報告書67ページ)</p> <p>(課題) 入力チェックを容易とするシステムの導 入、第三者による入力チェック等を、費用対 効果を考慮して検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 医事課)</p>	<p>現行システム更新に併せ、入力チェックが容易 かつ強力に行えるシステムの導入を検討する。</p> <p>(項目29・30・32 関連共通の措置)</p> <p>レセプト入力に関しては、病棟単位で1.5名の クレークを配置し、相互の業務に対してチェック を行っているが、今後、病棟の増員体制を検討し ていく。</p>
<p>(項目30) クレークの入力ミスに対する受託者責任 の追及について (報告書68ページ)</p> <p>(課題) 抜き取り検査等により業務遂行の適切性 を検査し、必要な損害賠償の請求を検討すべ きである。</p> <p>(長野市民病院 総務課)</p>	<p>また、平成13年度内に、専門の医事コンサル 業者にレセプト精度調査を委託し、システムのチ ェックと入力精度チェックを行い、業務の管理監 督の強化を図る。</p> <p>平成14年度から、業務履行の検査・監督の手 続きとして、抜き取り検査を実施する。 なお、委託業者の過失により被った損害につい ては賠償請求していく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目31) 科別診療情報との照合について (報告書68ページ)</p> <p>レセプト点検業務では、科別に診療情報等と照合することにより、その異常点チェックの精度向上が期待される。システム対応が必要となるが、費用対効果を分析し、科別に診療情報等との照合が可能となるようなシステムを構築することを検討すべきである。 (長野市民病院 医事課)</p>	<p>現在策定を進めている中期経営計画・経営方針に沿い、他システム導入を含めた全体的な費用対効果の検証をした上で、レセプトの電子化等システム構築を中長期的に検討していく。</p>
<p>(項目32) 点検の管理責任者の設置について (報告書68ページ)</p> <p>管理監督行為の制度化と充実を検討すべきである。 (長野市民病院 医事課)</p>	<p>これまでも高額請求なものについては、随時、医事課職員による内容のチェックを行っており、点検作業の精度向上を促しているが、平成14年度から、定期的に抜き取り検査を実施し管理監督の徹底を図る。</p>
<p>(項目33) 事由分析の充実と対策について (報告書68ページ)</p> <p>医療サービスの充実と効率的・経済的な業務運営の両側面から検討を進め、過剰による減点を減らす対応策等を含め、有効な手段を検討すべきである。</p> <p>なお、長野市民病院の請求否認率は0.17%と全国平均0.25%(出所:社会保険診療報酬支払基金)に比べると低い、極力抑える必要がある。 (長野市民病院 医事課)</p>	<p>保険者審査で査定減となったものについては、その傾向等を周知し、再請求をしているが、より有効な症状詳記の作成マニュアルの作成が可能か否かを検証し、査定減の縮小に対応していく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目34) 管理業務の見直しについて (報告書69ページ)</p> <p>請求漏れ未収金、回収不能未収金の計上及び未収金の計上漏れを防止するための、職務分掌及び業務内容の見直しを検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 医事課)</p>	<p>現行のシステム上の欠陥から、完納となるまでは入金入力できないことが、総務課の業務範囲にある未収金残高と医事課の業務範囲にある未収台帳等管理帳簿との差異の一因であるが、今後、両業務の関連性・整合性の再点検を実施した上、諸規定の整備と併せて、職務分掌及び業務内容の見直しを図る。</p>
<p>(項目35) データの精度向上について (報告書69ページ)</p> <p>差異の原因分析のために、データの精度向上を検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 医事課)</p>	<p>出庫データより実際の使用状況の追跡調査の強化を行い、改善した。</p> <p>平成11年度差異 11,254千円(薬剤) 7,635千円(材料)</p> <p>平成12年度差異 5,959千円(薬剤) 165千円(材料)</p>
<p>(項目36) 回収管理制度の構築について (報告書72ページ)</p> <p>未収金の発生原因別分析・滞留期間分析を行い、発生原因別に督促方法及び督促スケジュールをマニュアル化して、網羅的な督促業務を実施するとともに、毎月その回収管理状況を確認する制度の構築を検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 医事課)</p>	<p>未収金管理については、増員により業務に専任できる職員を平成13年4月から増員配置し、重点的に取り組むよう改善した。</p> <p>定期的に未収リストの発行・理由分析を行い、訪問徴収、督促状の発送、電話による督促など未収理由に応じた対応とするよう改善した。</p>
<p>(項目37) 分割回収の管理について (報告書72ページ)</p> <p>分割払いの回収管理方法及び回収後の現金の取扱いについて、検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 医事課)</p>	<p>現行のシステム上の欠陥から、完納となるまでは入金入力できない状況にあるので、システム更新時に対応する。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目 38) 金銭授受の証跡について (報告書73ページ)</p> <p>盗難・不正等のリスクを軽減するため、金種別実査表等により現金授受を記録し、証跡を残すことを検討すべきである。 (長野市民病院 医事課)</p>	<p>金融機関を参考に担当交代時は、現金引継簿等(別紙8・9参照)に日付、金種を明記し証跡を残すよう改善した。</p>
<p>(項目 39) 現金過不足の処理について (報告書73ページ)</p> <p>盗難・不正等のリスクを軽減するため、現金過不足が発生した場合はその都度、医事課・総務課へその内容を報告するとともに、原因を分析する必要がある。 (長野市民病院 医事課)</p>	<p>現金過不足については、平成13年4月から収納担当より所属長へ報告、所属長から総務課への報告を行うよう改善した。</p>
<p>(項目 40) 日次締め証跡について (報告書73ページ)</p> <p>実施状況を記録し、上席者による承認を受ける体制の構築を検討すべきである。 (長野市民病院 医事課)</p>	<p>平成13年7月から、日次会計締め後、医事課長は現金締付票(別紙9参照)と科別収入日報(別紙10参照)を照合し、確認の上、押印するよう改善した。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目41) システム利用について(発注業務) (報告書76ページ)</p> <p>(課題) 人為的ミスの削減・抽出作業の軽減を図るため、帳簿在庫数量に基づいて発注点発注を行う自動発注システムの導入等、システムの有効利用を検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>平成13年8月から物流管理の新システムを導入し、発注点管理を開始した。 緊急発注時の現品と納品書との收受時差による二重発注の防止、季節要因による在庫調整など最低限必要な手作業部分を除き、システムの有効利用が図られている。</p>
<p>(項目42) システム利用について(検収業務) (報告書76ページ)</p> <p>(課題) 入力作業の削減・誤入力の防止を図るため、VAN 発注データあるいは発注書作成データの消込により検収データを作成するシステムの導入等、システムの有効利用を検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>平成13年8月に、物流管理の新システムを導入し、発注書作成データを検収データとして再使用することで重複入力とならぬよう改善した。</p>
<p>(項目43) 請求内容確認業務について (報告書76ページ)</p> <p>(課題) 請求照合作業軽減の観点も含め、在庫データに基づき請求リストをサプライセンターにおいて作成し、これを業者に送付して、請求内容の確認業務を業者に実施させる等の方法を検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>現在の購買業務手続き・手順において、薬剤については仕入台帳 請求明細書とを、業者により照合確認を実施しているが、診療材料については仕入台帳 納品書、納品書 請求明細書の照合確認となっている。 より正確な支払事務を行うため、事務効率が後退しないことを前提に、対応策を検討していく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目 44) 患者単位での出庫管理について (報告書 80 ページ)</p> <p>(課題) 患者単位での出庫・返品管理を実施することにより、薬剤の使用対象患者を特定できることから、診療ミスや診療請求漏れの予防に有効である。また、返品を適切に反映することにより在庫管理精度の向上が期待される。新たな在庫管理システム導入が前提となるものの、費用対効果を勘案し、中長期的には患者単位での出庫・返品受入管理の導入を検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>現在策定を進めている中期経営計画・経営方針に沿い、他システム導入を含めた全体的な費用対効果の検証を行うなど、中長期的に検討していく。</p>
<p>(項目 45) 出庫処理の精度向上について (報告書 80 ページ)</p> <p>(課題) 夜間の払出しにおける伝票の起票方法を検討するとともに、少なくとも翌日には払出し品が確認できる仕組みを検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>当面の策として、緊急使用が多い夜間の払出しについて、正規伝票を簡素化した「休日・夜間物品払出記録表(別紙 11 参照)」を作成し、運用することで、出庫手続きの漏れが無いよう改善した。 中長期的には、24時間払出し対応が可能な新システムの導入を検討していく。</p>
<p>(項目 46) データ受渡しの精度向上について (報告書 80 ページ)</p> <p>(課題) 出庫管理の精度向上のため、システムの是正が必要である。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>従前は、システム上の問題により受渡しデータに一部欠落があったが、平成13年8月に物流管理の新システムを導入し是正を図った。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目 47) 差異分析の実施について (報告書 81 ページ)</p> <p>(課題) 差異分析の実施により差異発生理由を明確にし、入在庫手続きあるいは管理手続等の業務改善に役立てることを検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>受託業者に対し、差異発生理由の究明・分析・報告をさせ、現行の業務手続きに問題がある点は改善し今後の差異を最小限に留めていくよう、指導徹底を図った。</p>
<p>(項目 48) 責任の明確化について (報告書 81 ページ)</p> <p>(課題) 棚卸差異の発生理由を明確にし、外部業者の過失に該当すると判断される損失については委託業者に負担させる等、費用負担関係を明確にする必要がある。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>棚卸差異の発生理由を明確にし、委託業者の過失により被った損害については賠償請求する。</p>
<p>(項目 49) 時間外勤務報告書の検討について (報告書 85 ページ)</p> <p>(課題) 責任者が時間外勤務の妥当性を検証できるように摘要に時間外勤務の理由を明記することを検討すべきである。また、時間外勤務の業務分析資料として有効となるように、主たる業務区分をコード化することを検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>今後、時間外勤務報告書の勤務内容の記載をより具体的かつ詳細なものとするよう、指導徹底を図る。 なお、業務区分のコード化については、その有効性を踏まえ、今後検討していく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目 50) 承認者の適正化について (報告書 85 ページ)</p> <p>(課題) 適切な業務責任者の承認を受けるべきである。さらに将来的には、損益についての責任者(科別の原価管理、損益管理を行っている場合には科長職)を決め、管理・承認することを検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>組織・職務権限等の規定化に併せ、平成14年度から、業務実態に即した適切な責任者を定める。また将来的には、管理承認を受ける方向で検討する。</p>
<p>(項目 51) 時間外勤務業務分析の実施について (報告書 85 ページ)</p> <p>(課題) 上記課題を改善後、人件費の削減を念頭に時間外勤務分析を実施する必要がある。なお、時間外勤務の業務分析においては現状の把握、時間外勤務の要因調査、要因排除の検討の各段階が重要である。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>業務量及び人員体制を考慮すると、現在の時間外勤務の量は最低限必要と考えているが、その妥当性を検証するための適切な業務責任者の管理承認など段階的な改善を図りながら、将来的に病院全体での統計の実施及び分析の実施を検討していく。</p>
<p>(項目 52) 人事制度の再検討について (報告書 86 ページ)</p> <p>(課題) 中長期的な視野に立った人員構成計画の策定や人事・給与制度の再構築を検討すべきである。 なお、具体的な検討項目例として、「職能給の導入」「パート職員の活用」があげられる。この点については後述する。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>中期経営計画の中で、人員構成及び人事・給与制度の再検討をしていく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目53) 職能給の導入について (報告書86ページ)</p> <p>(課題) 公平な評価制度及び評価基準を設定し、これに基づいた能率給・能力給・職能給等の導入等、人事・給与制度の再構築を検討すべきである。</p> <p>なお、科別原価計算・損益管理の導入による各職員の損益又は業績への貢献度合の評価制度や、人事評価シートの採用による各職員の能力や勤務態度の評価制度を導入することにより、各職員の能力や努力に応じた評価が可能となる。</p> <p>(長野市民病院 総務課)</p>	<p>現在の給与制度は人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系に準じており不合理性はないが、他病院の状況等を調査研究し、メリット・デメリットを見極めた上、将来的に検討していく。</p>
<p>(項目54) パート職員の活用について (報告書86ページ)</p> <p>(課題) 適切な医療水準を考慮の上、人件費圧縮のため、積極的なパート職員の採用についても検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 総務課)</p>	<p>経営効率化のため、極力外部への業務委託を推進していることを考慮すると、決してパート職員の採用割合が低くはないが、さらなる人件費削減を図るため、活用可能な箇所・業務には積極的にパート職員を採用していく。</p>
<p>(項目55) 契約規程の整備について (報告書88ページ)</p> <p>(課題) 契約事務手続及び決裁権限区分等を明文化し、適切な業務遂行基盤の整備を検討すべきである。</p> <p>(長野市民病院 総務課)</p>	<p>契約に関しては、平成3年制定の「財団法人長野市保健医療公社財務規程」において、長野市の契約規則・事務手続きを準用する旨の規定があるが、業務の実態に即した運用手続きについて、今後、規程の整備をしていく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況																
<p>(項目56) 契約方法について (報告書88ページ)</p> <p>(課題) 委託業者変更による混乱や業者の経験蓄積による業務効率化の余地が比較的小さい業務等、委託業務の性質に応じ、競争入札等契約締結方法を変更することを検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>病院運営形態を民営としたメリットである事務処理の省力化・迅速化を損なわぬことも念頭に入れながら、今後、契約規程の整備に併せて、1社のみからの見積りによる随意契約とする場合は明確な理由・メリットがある場合のみに限定するなど、極力、市場競争原理が働く契約方法を導入していく。</p>																
<p>(項目57) 競業業者の比較検討について (報告書89ページ)</p> <p>(課題) 経費の適切な執行及び節減を図るために、サービスの質・企業体質・信頼性等の観点より一定水準以上の業務遂行可能な業者を少なくとも年に1度は把握するとともに、複数の業者による見積比較を実施し、価格面での妥当性を検討すべきである。</p> <p>なお、平成12年7月時点で競業他社数を調査した結果は、現行委託業者を含め以下のとおりである(出所:公社提出資料)。</p> <table border="0" data-bbox="188 1608 746 1758"> <tr> <td>医療事務</td> <td>2社</td> <td>清掃業務</td> <td>12社</td> </tr> <tr> <td>補給物流管理</td> <td>4社</td> <td>洗濯業務</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td>患者給食業務</td> <td>8社</td> <td>検体検査</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td>施設管理</td> <td>12社</td> <td>廃棄物処理</td> <td>3社</td> </tr> </table> <p>(長野市民病院 総務課)</p>	医療事務	2社	清掃業務	12社	補給物流管理	4社	洗濯業務	3社	患者給食業務	8社	検体検査	3社	施設管理	12社	廃棄物処理	3社	<p>平成13年度の業務委託契約では、補給物流管理業務、検体検査業務及び廃棄物処理業務において、複数の業者からの見積書を徴取し金額の妥当性を検証した上で契約締結を実施した。</p> <p>その他業務についても、今後、順次見積合せを実施していく。</p>
医療事務	2社	清掃業務	12社														
補給物流管理	4社	洗濯業務	3社														
患者給食業務	8社	検体検査	3社														
施設管理	12社	廃棄物処理	3社														

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目 58) 監督・検査の実施について (報告書 89 ページ)</p> <p>(課題) 委託業種ごとに管理監督部署を定めるとともに、契約の履行中においては監督を、契約の最終段階においては検査を実施すべきである。</p> <p>適切な監督・検査を実施するため、委託業種ごとに具体的な管理監督項目・時期・方法を設け、業務内容を評価・評点する体制の構築を検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>契約規程に監督・検査の方法等の手続きや管理監督部署を規定するとともに、各業務委託契約書に具体的な監督・検査の時期、方法等を記載していく。</p>
<p>(項目 59) 範囲の見直しについて (報告書 89 ページ)</p> <p>(課題) 積算見積書の入手により単価及び時間数の見直しを行うとともに、社内業務とした場合の積算方法を確立し、社内業務コストと委託コストを比較できる体制を構築した上で、費用対効果の観点から委託業務とすべきかどうかを、定期的に判断する体制の構築を検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>現在の委託業務を社内業務に転換するとすれば人員構成計画にも影響するので、中期経営計画に併せた中長期的な研究課題としていく。</p> <p>なお積算見積書の入手については、業務委託金額の妥当性の検証の面からも、必要なものであるので実施していく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目60) 棚卸資産の計上について (報告書90ページ)</p> <p>(課題) 医療にかかる損益計算を適切に行うためには、収益と、その収益を獲得するために要した費用とを同一期間に計上することが必要となる。よって、収益を獲得するために使用されていない棚卸資産は、費用とせずに資産計上することが必要である。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>薬品については、平成12年度決算において棚卸資産に計上した。 診療材料等については、平成13年度から棚卸資産に計上する。</p>
<p>(項目61) 修繕引当金の計上根拠の明確化について (報告書90ページ)</p> <p>(課題) 修繕は数年に一度実施されるが、修繕が必要となる資産の減耗は使用・時の経過により徐々に発生しており、減耗の発生に応じて毎期その費用負担は発生していると考えられる。この費用発生に応じて内部留保を積立て、将来の支出に備える制度が修繕引当金である。</p> <p>修繕引当金を設定する場合には、本来の引当金設定目的から外れた利益の平準化等を目的とした引当金設定を避けるため、一定の基準にしたがって実施する必要がある。公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(以下、「指導監督基準運用指針」という)に従い、重要な会計方針として計算書類へ記載し、公社が将来負担すべき修繕内容を明らかにした上で、適切な会計処理を実施する必要がある。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>修繕引当金の計上及び取崩の基準については、これまで明文化されていなかったが、平成13年4月1日に「財団法人長野市保健医療公社引当金に関する要綱(別紙12参照)」を策定した。</p> <p>なお、重要な会計方針として計算書類へ記載することについては、平成13年度から公社の会計処理を市の病院事業会計と同等の企業会計方式に変更するので、企業会計原則に則り実施していく。</p>

措置の通知書

平成12年度包括外部監査((財)長野市保健医療公社における出納その他の事務の執行)分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(項目 62) 退職給与引当金の計上について (報告書 91 ページ)</p> <p>(課題) 退職給与金の支給は労働協約等に定められた場合、従業員の退職に際して退職給与金の支払義務を負う。よって、退職金は労働の提供に応じて発生する賃金の後払い的な性質を有すると考えられ、每期その費用負担は発生している。この費用発生に応じて内部留保を積立て、将来の支出に備える制度が退職給与引当金である。</p> <p>期間損益を適正に計算するため、会計方針に従った適切な費用処理が必要である。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>退職給与引当金の計上不足を生じていたが、平成12年度決算において必要額の計上を行い、適正化を図った。</p>
<p>(項目 63) 会計処理基準の統一について (報告書 91 ページ)</p> <p>(課題) 病院経営を適切に実施するためには、病院事業会計と同様の会計処理基準を公社に適用し、その経営状況を把握、管理することが望まれる。</p> <p>公益法人会計基準の適用除外を申請し、公社の会計処理基準を企業会計の基準へ変更することを検討すべきである。 (長野市民病院 総務課)</p>	<p>会計処理基準については、平成13年度から公益法人会計基準から企業会計基準へ変更する。</p>